

## 第6章 工事の許可後における留意事項

### 6-1 許可の条件

本県では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に次のような許可の条件を付しています。〔法第12条第3項、法第30条第3項〕

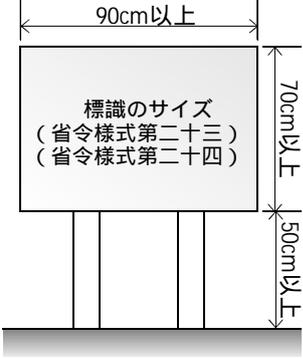
- (1) 工事完了期限
- (2) 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
- (3) 工事施行状況の施工記録（工事写真、出来形、施工図面等）
- (4) 各種報告事項
- (5) 工事を中止又は廃止する場合の措置
- (6) 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
- (7) その他

### 6-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。〔法第49条、省令第87条〕

なお、開発許可によるみなし許可においても、標識の掲出は必要です。

#### 【標識に記載する事項】

記載事項		様式
宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
工事主（ ）の住所氏名		〔宅地造成、特定盛土等の場合〕 ・省令様式第二十三
許可番号		
許可年月日		
工事施行者（ ）の氏名		〔土石の堆積の場合〕 ・省令様式第二十四
現場管理者（ ）の氏名		
盛土又は切土の高さ	土石の堆積の最大堆積高さ	
盛土又は切土をする土地の面積	土石の堆積を行う土地の面積	【標識のサイズ】 
盛土又は切土の土量	土石の堆積の最大堆積土量	
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先		
宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図		

( ) 工事主、工事施行者、現場管理者が法人である場合には、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください

### 6 - 3 着手届の提出

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（細則第10条、第23条）

#### 【工事着手に提出する書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届出	細則第8号	要	要	（細則第10条、第23条）

### 6 - 4 工事の変更許可申請

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするときは、長崎県知事の変更許可が必要となります。

〔法第16条第1項、第35条第1項〕

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、「5 - 6 許可申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となります。

#### 【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令第7号	要		〔省令第37条第1項〕
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令第8号		要	〔省令第37条第2項〕
3	工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書		要	要	〔省令第37条第1項、2項〕 （細則第12条、第25条）

### 6 - 5 軽微な変更に関する届出

法第20条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事で、下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「6 - 4 工事の変更許可申請」に代えて、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。〔法第16条第2項、第35条第2項〕

#### 【軽微な変更の内容】

NO.	変 更 の 内 容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 （土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

**【提出が必要な書類】**

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	細則 第12号	要	要	(細則第13条、第26条)

**6 - 6 工事の中止・廃止・再開に関する届出**

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を一時中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は一時中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。(細則第19条、第29条)

災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事中断等は認められませんので、ご注意ください。

**【提出が必要な書類】**

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止(再開・廃止)届出	細則 第23号	要	要	(細則第19条、第32条)

**6 - 7 提出部数**

「6 - 3」から「6 - 6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

**【申請書の提出部数】**

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部